２９初健食第３号
平成２９年５月１９日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課長
各都道府県私立学校主管課長
各国公私立大学法人事務局長
各国公私立高等専門学校事務局長　殿
構造改革特別区域法第１２条第１項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課長
各都道府県・指定都市認定こども園主管課長

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課長　三　谷　　卓　也

（印影印刷）

平成２９年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の協力依頼について

標記のことについて，別添のとおり厚生労働事務次官から依頼がありました。

今年度は，受動喫煙による健康への悪影響から人々を守ることを目的として，下記の未成年者の喫煙防止対策をはじめ禁煙及び受動喫煙防止の普及啓発を積極的に行うものとされています。

ついては，平成２９年度「禁煙週間」実施要綱の趣旨等を踏まえ，学校における喫煙防止教育及び受動喫煙防止対策の一層の推進について，格段の御配慮をお願いします。

また，都道府県・指定都市教育委員会におかれましては，域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して，都道府県私立学校主管課及び構造改革特別区域法第１２条第１項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれましては，所轄の学校に対し，都道府県認定こども園主管課においては，域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対してもこの旨を周知くださるよう併せてお願いします。

記

１　平成２９年度「禁煙週間」実施要綱（抜粋）
６　本週間に実施する事項
（２）地方自治体における取組
イ　未成年者の喫煙防止対策
児童・生徒を対象としたたばこの健康への影響に関する知識についての講習会等の実施
ウ　公共の場・職場における受動喫煙防止対策
・庁舎内における受動喫煙防止対策の徹底（事務室内禁煙等）
・関係機関を通じ、公共の場・職場における受動喫煙防止対策の取組を推進
・管内公共施設等の分煙状況調査及び結果を基にした訪問指導の実施

（本件照会先）
文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課保健管理係
ＴＥＬ：03-6734-2976